条約

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉

条約第六号

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合（以下「両締約者」という。）は、

民間航空製品が複数の国において設計され、製造され、及び流通する継続的な傾向が生じていることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を促進し、並びに民間航空製品の自由な流通を容易にすることを希望し、

民間航空の安全に関する事項において協力を促進し、及び効率性を高めることを希望し、

両締約者の協力が、民間航空の安全及び環境適合性に関する基準及び過程の一層の国際的な調和の促進に積極的に寄与することができることを考慮し、

技術的な検査、評価及び試験の重複を取り除くことにより、航空産業に課される経済的な負担を軽減することができることを考慮し、

適合性認定及び証明書の相互受入れが、両締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保しているという両締約者の相互の信頼に基づかなければならないことを認識し、

この相互受入れが、また、この協定の対象となる全ての分野における他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を要求することを認識し、

継続的な意思疎通及び相互の信頼に基づき民間航空の安全及び環境適合性において協力することが両締約者の希望であることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を取り扱う二国間の、地域的な及び多数国間の協定に基づく両締約者のそれぞれの約束を認識して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

(a) この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) この協定の附属書に定めるところにより、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること。

(b) 高い水準の民間航空の安全及び環境適合性のための協力を促進すること。

(c) (b) 民間航空産業の複数の国にわたる広がりを容易にすること。

(d) (c) 民間航空製品及び民間航空に関するサービスの自由な流通を容易にし、及び促進すること。

第二条　定義

この協定の適用上、

(a) 「認定機関」とは、この協定の適用範囲に関連する権利を行使することについていずれかの締約者の権限のある当局によって認定された法人をいう。

(b) 「証明書」とは、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が締約者の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書をいう。

(c) 「民間航空製品」とは、民間航空機、航空機用発動機若しくは航空機用プロペラ又はこれらに装備された若しくは装備される部分組立品、装備品、部品若しくは構成品をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、この協定の目的のため、締約者が次の任務の遂行のために指定する民間航空の安全について責任を負う政府機関をいう。

(i) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの当該締約者の法令及び運用規則に定める関係する要件についての適合性を評価すること。

(ii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての継続的な適合性に関する監視を行うこと。

(iii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての適合性を確保するために執行活動を行うこと。

(e) 「適合性認定」とは、試験、検査、資格審査、認定、監視その他の活動の結果として、締約者の法令に定める関係する要件についての適合性を決定することをいう。

(f) 「監視」とは、締約者の法令に定める関係する要件についての継続的な適合性を決定するために当該締約者の権限のある当局が行う定期的な監視をいう。

(g) 「技術機関」とは、日本国については国土交通省航空局又はその後継機関を、欧州連合については欧州連合航空安全庁又はその後継機関をいう。国土交通省航空局及び欧州連合航空安全庁は、(d)に定義する権限のある当局である場合においても、該当するときは、この協定及びその附属書において「技術機関」という。

第三条　範囲及び実施

1　この協定に基づく協力の範囲には、次の分野を含めることができる。

(a) 耐空証明書及び民間航空製品の監視

(b) 環境証明書及び民間航空製品の試験

(c) 設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視

(d) 整備機関の証明書及び整備機関の監視

(e) 航空従事者の免許及び訓練

(f) 航空用地上訓練機の資格審査の評価

(g) 航空機の運航

(h) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約の附属書の対象となる航空の安全に関する他の分野

2　両締約者は、1に掲げる各分野における協力の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度が、両締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の受入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法（必要な場合には経過措置を含む。）を定める個別の附属書を作成する。個別の附属書のための実施手続は、両技術機関が作成する。両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の技術的な相違については、附属書及び実施手続において取り扱う。

第四条　一般的義務

1　各締約者は、この協定の附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。

2　両締約者は、また、第三国が、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が当該第三国の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書を受け入れることができる。その受入れの条件は、適当な附属書で定める。